

書評

和歌山県同和委員会編
『和歌山県同和運動史』史料編

藤井 寿 一

二 本書から得ること

本書を通読して、以下の大きな五点の特長をつかむことができた。

第一に、賤民解放令（一八七一年）前から日露戦争（一九〇四～〇五年）以前までを部落問題の形成期に指定することによって、近世後期を部落問題形成の前史（解説）では「部落解放運動の前史」として位置づけていることである。これは、部落問題を単純に封建社会の残滓とみるのではなく、近代日本において成立した固有の社会問題として考察しようとする今日の研究動向に照らしても首肯できるとする。

第二に、和歌山県内における賤民解放令布達直後の状況を多面的に明らかにしたことである。従来は、ケガレを除去するための「みそぎ」が実施されたことが断片的に知られていた（渡辺広『未解放部落の形成と展開』吉川弘文館、一九七七年。芝英『近世身分制と被差別の民』南部郷部落問題研究会、一九八九年。本書では「みそぎ」だけではなく、一般村

一七九五年（寛政七）三月から一九四四年（昭和一九）九月までの史料八三五点を収めているのであって、「凡例」に謳われている対象年代とはやや異なる。

史料全体は、前史、部落問題の形成、部落改善運動の台頭、部落解放運動の発展（「凡例」が「水平運動の発展」としているのは誤りである）、融和事業と同和会の活動、戦時下の融和運動、というほぼ編年に基づいた六つの章に分けられ、各章はいくつかの節によって構成されている。

さらに、巻末には史料全体をまとめるかたちで、編集担当者六名の執筆による五三頁分の「解説」が掲載されている。

民が旧皮田の身分据え置きや解放令実施の暫時猶予を願っている事例を掘り起こした（二一—一五・21。以下、本書からの史料引用は史料番号を付す）。西日本各地で発生した解放令反対一揆とほとんど変わらないような民衆の差別意識が、和歌山県でも広範に存在していたことが分かるのである。

第三に、和歌山県会議事速記録と和歌山市会速記録を丹念に調査することによって、県会と市会における幾人かの議員の部落問題認識を明らかにしたことである。これによって、地域の政治状況の中に部落問題を位置づけることが可能となり、県会では非政友会の反主流派が部落問題に積極的な立場にあった、と編集担当者には強調している（「解説」）。今後は、県会や和歌山市会だけでなく、県内の個別市町村会の動向をも視野に入れることが求められるであろう。

第四に、全国的にも最先進県と言われてきた融和教育の展開を、多くの史料によって解き明かしたことである。とりわけ、朝来小学校が発行した『児童融和教

育の理論と実際』（一九三六年）に結実される西牟婁郡の富田川筋融和教育研究会の活動が、『光の朋の歌』（以下十三番の融和的意味を持つ音楽、ダンス）（五—四二）など、児童の情操面にも配慮した教材を創作していたことに注目したい。

第五に、アジア・太平洋戦争下の被差別部落の動向を、和歌山県の特質に即して解明しようとしたことである。例えば、和歌山県同和会が主導した「満洲」移民とともに、北ボルネオ移民の実態を提示している（六一—三—一七）。これは、移民県としての和歌山の特徴が被差別部落においても貫徹しているとともに、日本帝国主义の対外侵略に和歌山県内の被差別部落も組み込まれていたことを示すものである。また、戦時統制を受けた皮革産業については、安藤精一編『和歌山県皮革産業史』（和歌山県製革事業協同組合、一九七三年）のレベルを遥かに凌駕する史料を収録している（六一—三—33（56））。

三 いくつかの批判

①史料のタイトル

評者の勤務地が田辺市であることから、田辺・西牟婁地域に関わる史料のタイトルの付け方に疑問を抱くものが多いと認められる。

たとえば、明治一七（一八八四）～一八年の二一—二—11・12は、それぞれ「西ノ谷小学校分校授業生」「西ノ谷小学校分校設置」としているが、明治一七年当時、西牟婁郡西ノ谷村は同郡の田辺上屋敷町に設置された田辺小学校の通学区域に含まれているのであって、「西ノ谷小学校」なる名称の小学校は存在していない（田辺第一小学校創立百周年記念誌『錦水』一九七八年）。これに関連して、明治三六年度の二一—二—29は「西谷特別夜学校設置」としているが、この時は、明治二二年に設立された西ノ谷小学校の特別夜学校が被差別部落の大西地区に設置されているのだから、タイトルは「大西特別夜学校設置」に改めるべきである。

また、三—二—43は「尾西・千束の改

善状況」としているが、「尾西」は『紀伊新報』の新聞記者が独断で命名した地名であつて、史料のタイトルに使用するのは相応しくない。西ノ谷村の被差別部落の地区名が「大西」であることは、『和歌山県田辺町誌』（一九三〇年）を調べれば分かることであるし、前記の二二―12は「西ノ谷村支郷大西八旧穢多村ト称ス」と明記している。

さらに、明治二六年の二二―23は「妙道寺住職願」としているが、西牟婁郡朝来村の大谷地区の寺院が「妙道寺」の寺号を得るのは昭和一四（一九三九）年のことであつて、それ以前は「光妙寺」を称していたのである（朝来公民館編・刊『朝来風土記』一九八〇年）。明治二六年の時点では「光妙寺」とするほうがよいのではないか。

より大きな問題を孕んでいるのは、大正一四（一九二五）年の四―二―53が、『牟婁新報』の記事タイトル「水平運動講演」を鶴呑みにして、「田辺町近辺で水平運動講演」としていることである。この講演会の講師は田中邦太郎と中岡兵四

郎であるが、田中が融和教育の実践者であつたことは大庭宣尊「田中邦太郎・その融和教育論の軌跡」〔解放教育史研究会編「被差別部落と教員」所収、明石書店一九八六年〕が詳述しているし、中岡が被差別部落出身者として自主的な融和運動に携わっていたことは拙稿「末広地区改善の先駆者―中岡兵四郎―」（『くちくま』第九五号、一九九三年）が明らかにしている。従つて、四―二―53を第四章第二節「水平社と糾弾闘争」の中に位置づけるのは誤りである。もちろん、水平運動が発展した時期に、田辺・西牟婁地域の識者が融和運動をも「水平運動」の範疇に入れて理解していたことの意味は、改めて検討すべき課題であらう。

②「解説」の表記

明治四四（一九一）年一月から二月にかけて『和歌山実業新聞』に連載された「部落改善の状況」（三―一―40）について、「解説」では「冒頭の黒沢巡查部長は、三重県名賀郡の改善事業に実績をあげていた人物とみられる」と記している。ところが、三重県の近代部落史研究の基

礎史料として広く利用されてきた『三重県部落史料集（近代篇）』（三一―書房、一九七四年）六〇―七二頁には、名張警察署長・郷田弥九郎のもとで黒沢精一・巡查が部落改善を指導した姿が詳しく描写されている。また、黒川みどり「地方改良運動下の部落改善政策」〔部落解放研究所編「論集・近代部落問題」所収、解放出版社、一九八六年〕も、郷田・黒沢ラインによって名賀郡内で画一的な部落改善団体の自営社がつくられたことを論じている。和歌山県に隣接する三重県の近代部落史研究に対して編集担当者が留意していたならば、「みられる」というような曖昧な表記を避けることができたはずである。

また、日高郡南部町の芝崎地区の改善に尽くした「藤木菊太郎夫妻」（三―一―38）について、「解説」が「藤本巡查部長夫妻」と誤記しているのは残念である。さらに、昭和七（一九三二）年六月の「宗教家融和問題懇談会」（五―四―44）について、「解説」では「和歌山教会一如会」は県同和会と共催で講習会など啓発活

動をおこなうことが多くなるが、和歌山市と田辺市の二か所が主会場になつている」としている。しかしながら、田辺市制が施行されたのは昭和一七年五月のことであつて、この時期では田辺町が正しいのである。史料にも「和歌山県田辺町浄行寺に於て宗教家の融和問題懇談会を本派一如会の原田慶範氏を中心になした」と記されているのだから、編集担当者の注意不足である。

なお、「解説」では、編集担当者によつて「部落民」と「被差別部落住民」という二つの用語が併記されている。評者は、部落問題が固有の民族問題であるかのような誤解を招きかねない「部落民」よりも、「被差別部落住民」のほうが妥当だと考えているが、いずれにしても編さん委員会の責任において表記の統一を図るべきであつたと思う。

③史料の用語

史料そのものを熟読して気付いたのは、明治四三（一九一〇）年一月二日の「下芳養村自彊会」（三―一―24）には、被差別部落に対する差別呼称がすべて

「特殊部落」と記されていることである。同じ発音の差別呼称であるとしても、「特殊部落」から「特殊部落」に変わるのはいさし後のことではなからうかと疑問を持ったので、典拠史料である『牟婁新報』の前記日付記事を点検したところ、やはり「特殊部落」であつた。ワープロの変換ミスであろうが、「露骨な差別表現」も「原史料に手を加えず、そのままのかたちで収録した」（「あとがき」というのであるから、この誤りはまことに惜しまれる。

また、大正二二（一九三三）年八月の「部落解放論」（五―五―8）は、融和運動の先駆者として著名な岡本弥の講演要旨を『牟婁新報』から採録したものであるが、その中に朝鮮人に対する差別呼称である「鮮人」という用語が含まれている。これについて「解説」では何のコメントも付せられていない。この「鮮人」という差別呼称を岡本自身が用いたのか、『牟婁新報』の記者が独断で用いたのかは明らかでないが、「解説」では岡本について、「差別語に対してきびしい態度を

とり、特殊部落（特殊部落）にかかわって使い始めた細民部落という呼称に抗議している」と述べられている。そのように岡本を評価しているのであるのならば、「鮮人」という用語の差別性について「解説」の中で当然触れるべきではなからうか。和歌山県同和委員会の統一スローガン「まもうろ人権 なくそう差別」のキーワードである「人権」と「差別」の国際性が歴史的に問われているのである。

④史料選択の基準

まず、近世後期を部落問題形成の前史としていることは先述の通りであるが、それでは、その前史の具体的な内容はどのようなものであるのか。目次によれば、第一章は「差別的強化」「幕末の生業」「解放のめばえ」という三つの節で構成されている。紀州藩では賤民統制を主眼とする法令は天保二（一八三一）年が初発であり、皮田の人口増加による平人との争論（文化一三年―一八一六）が皮田自身の生活向上を意識化する契機になるといふのであるから（「解説」）、文化・文政期以降を前史として位置づけようとする

編集担当者の意図はよく理解できる。

しかしながら、第二節「幕末の生業」に寛政七（一七九五）年の「荒廃田復旧に動員」（一―二―一）など皮田の農民化を示す史料を配置していることは、文化・文政期以降という時期設定との間にズレを生じさせている。また、紀ノ川筋の被差別民は中世後期の室町時代には農民化していたのであるから（渡辺広『未解放部落の源流と変遷』部落問題研究所、一九九四年）、皮田の農民化を前史のメルクマールの一つにすることは論理的にも無理がある。

次に、本書では被差別部落住民と朝鮮人との関係を示す史料について全く除外されていることが指摘できる。土地調査事業など日本帝国主義の朝鮮半島に対する植民地支配政策のために耕地を収奪された多数の朝鮮人が大正年間（一九一〇―二六）、和歌山県内にも居住を始めたことは『和歌山県史』近現代一（一九八九年）でも触れられている。そして、この朝鮮人の労働者と被差別部落の労働者とが大正八（一九一九）年二月、日高郡下

山路村の日高川水力電気株式会社水力発電所工事の現場で大乱闘事件を起こしたことは歴史的事実である（前掲『和歌山県史』近現代一はこの事件について触れているが、日本人労働者が被差別部落住民であったことは記していない）。

もちろん、被差別部落住民と朝鮮人が、帝国主義国家の「臣民」と被侵略者として、いかなる場合でも対立関係にあったのではなく、田辺町内の被差別部落において部落住民と朝鮮人との感動的な出会いがあったことも忘れてはならない（鄭承博「栗須七郎先生と私」『部落解放』第三七九号、一九九四年）。いずれにしても、被差別部落住民と朝鮮人との関係を無視することは、前記の差別呼称「鮮人」に対する無自覚な態度とも表裏一体であり、在日朝鮮人問題に対する『和歌山県同和運動史』の編さん姿勢が『和歌山県史』近現代一のそれよりも後退しているとみなしても間違いはなからう。

第三に、前記の五―五―八「部落解放論」の位置づけである。編集担当者は、岡本弥の講演とその講演要旨（部落解放

論）を第五章第五節「融和教育の展開」の一部として取り扱っているが、そもそも岡本の講演は大正二二（一九二三）年七月末から八月中旬にかけて、日高・西牟婁・東牟婁の三郡を巡回する社会教化講演の一環として田辺中学校で催されたものである。つまり、「融和教育の展開」の中に位置づけられるものではなく、五―二―九「社会教化巡回講演会の開催」や五―二―一三「社会教化巡回講演の効果と感想」と密接に関係しているものであって、第五章第二節「和歌山県同和会の設立とその活動」の一部に入れるべきなのである。そうすることによって、岡本の講演活動を立体的に再現することができるのである。

さらに、本書では被差別部落住民が深く関わった日高小作争議（一九二九―三三年）と田辺貝釘争議（一九三〇―三一年）の史料を全く除外している、という大きな問題がある。この両争議については、一九七〇年代の和歌山県近代部落史研究の到達点を示している谷口幸男・池田孝雄『和歌山県水平運動史』（部落問題

研究所編・刊『水平運動史の研究』第六巻研究篇下所収、一九七三年）が詳述しているが、「解説」ではこの論者については一言も触れていない。

仮に、編集担当者が「農民運動や労働運動は部落解放運動そのものではないのだから『同和運動史』の史料編に収録する必要はない」という立場を取っているのならば、その旨を「解説」に明記すべきであろう。だが、「解説」にはそのような記述は一切ない。それどころか、第五章第六節「不況下の部落」には、五―六―一七「高野山の労働協会発会式」（一九一九年）や五―六―二三「小作料減額紛擾の解決」（一九二二年）など被差別部落住民が参加している労働運動・農民運動の史料を収録しているのである。また、五―六―三二「大谷区民の副業に貝釘製造」（一九二三年）を採録しているのであるから、被差別部落住民が貝釘業に携わっていたことは明白である。それにもかかわらず、日高小作争議と田辺貝釘争議を無視するのは、谷口・池田両氏の「和歌山県水平運動史」を排除しようとする作爲がある

からではなからうか。もしもそのような意図に基づいているとするならば、文字どおりセクト主義の産物であり、大変遺憾である。

⑤その他

二―一―二〇「御供所畳売払代金扱い」は、明治四（一八七二）年一月に田辺の大浜で実施された「みそぎ」の儀式で費やされた金銭の清算のために、翌年六月、畳の売却代金を充当したものであって、これの年紀を明治四年六月とするのは誤りである。

また、二―一―一十二「戸籍法寄留伺書」の出典を「田辺市立図書館所蔵 安藤家文書」としているが、安藤家文書は田辺市立図書館が保管しているのであって、所蔵者はあくまでも安藤晴夫氏個人である。細かいことではあるが、正確を期されることを望む。

四 おわりに

色々な批判を並べたが、和歌山県全体の近代部落史を対象にして史料を収録した本書の意義が極めて大きいものである

ことは、多言を要さない。本書の刊行を契機として、和歌山県内では西牟婁郡の串本町でも『同和史』の編さんが具体化しつつあることが、何よりもその証左である。

今後は、本書とともに『水平運動史の研究』全六巻（一九七二―七三年）や全国解放教育研究会編『部落解放教育資料集』全二三巻（明治図書、一九七九―八三年）、『田辺同和史』第三巻史料編（一九九五年）などを参照されて、幅広く深い近代部落史像を提起する『和歌山県同和運動史』の通史編が編さんされることを期待したい。

なお、和歌山県では県立の人権資料館を建設する構想があり（特集「近代部落史研究の現状と課題」『部落解放研究』第一〇三号、一九九五年）、部落解放同盟和歌山県連合会は第四一回定期大会において和歌山県部落解放研究所の設立を運動課題に掲げている（『朝日新聞』和歌山版、一九九六年六月二日付）。このような動向と本書の刊行とが相まって、「人権の世紀」と称される二二世紀を展望する部落

史研究の新たな成果が産み出されるであろうことは、疑う余地がない。

(A5判・九五五頁・一九九五年三月
三一日・非売品・和歌山県同和委員
会発行)

いま、部落史がおもしろい

部落史の見直しとは？ 本書は、新しい事実の発見、歴史の見方の変化、部落解放運動の新しい問題意識によって通説が再検討されている部落史を、時代を追って平易に解き明かす。

解放出版社
渡辺俊雄著
四六判 210頁
1,854円

